

政法第4013号
答申第426号
平成28年3月31日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年7月26日付け〇〇第242号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第518号

平成25年6月27日付けで異議申立人から提起された、平成25年5月2日付け〇〇第99号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成25年5月2日付け〇〇第99号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件決定は次のとおり違法である。

(1) 開示請求に係る行政文書は、教育長が学校長に対し「千葉県立学校私費会計取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）において、その作成及び5年間保存することを規定している。当該行政文書を規定に違反して作成を怠り、また廃棄することは違法である。

(2) 〇〇〇教員（以下「〇〇教諭」という。）がこれまで〇〇〇〇高等学校女子テニス部（以下「テニス部」という。）部員から集金したお金について合理的説明、つまり保護者に対して取扱要綱に基づく説明は全くされていない。

領収書のないガソリン代、謝礼、飲食代金など、〇〇教諭の記憶による経費精算を会計報告として保護者に受入強要する対応は問題である、改善すべきである。

(3) 開示請求に対する不作為について回答すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨はおおむね以下のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は実施機関に対し、平成25年4月1日付けで「取扱要綱第5条第2項の規定に基づき、校長が保護者から私費会計の金銭を徴収する場合は、第5条第3項の規定に基づき、私費会計に係る起案を回議し、校長の決裁を行う規定となっている。そしてこれらの意思決定は第5条第1項の規定に基づき、文書主義が規定されている。〇〇教諭が徴収した現金に係る、第5条第1項～第3項の規定に基づく①現金徴収の起案、②その起案に関する

る回議書、③校長の決裁書、この3件を開示請求する。上記開示請求の対象は、平成23年7月12日発行『女子テニス部合宿について』〇〇〇〇高等学校校長及びテニス部顧問〇〇教諭発刊文書（添付）（以下「本件保護者宛て文書」という。）とする。」を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

本件請求に対して、実施機関は「平成23年7月6日付け起案文書『女子テニス部校外合宿の実施について』（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、平成23年度に取扱要綱に基づいて作成されたテニス部に係る会計証拠書類等である。

4 本件決定の理由について

本件決定を行った理由については、検索をして存在の確認できた書類のうち千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当する部分について開示をしない決定を行ったものである。

本件対象文書に含まれる氏名、学籍番号及び出席番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号に該当し、開示をしないものである。

条例に基づき、部分開示を行ったものであり、異議申立人の主張によりなんら影響を与えるものではない。

第4 理由説明書に対する異議申立人の意見書について

異議申立人から提出された意見書の内容は、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求の趣旨について

テニス部の顧問〇〇教諭の要求に従って、私は数十万円の現金を〇〇教諭へ支払った。

この〇〇教諭に現金を支払った保護者としては、その使途が目的に沿って適正に支出されたかを確認するために本件請求を行った。

2 校長の義務

取扱要綱の中では、部活動の徴収金に関して、「校長は、責任者としてすべての私費会計に係る事務処理を統括し、所属職員を指揮監督する。」と取扱要綱第3条に規定され、第4条第3項及び第4項では金銭などの諸帳簿の作成と保管を規定したうえで、第7項には文書主義、第8条では5年間の保

存義務を規定している。

したがって、テニス部の一部の保護者から数十万円に達するテニス部活動費を徴収した事実が記載された、取扱要綱に基づく、支払者名である保護者などの個人情報に記載した記録、行政文書を開示する義務が校長にはある。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について
本件請求及び本件決定は第3の1及び2のとおりである。
- 2 本件対象文書について
本件対象文書は、本件保護者宛て文書における決裁書類一式であり、その中には起案用紙、合宿許可願、テニス部合宿日程、テニス部合宿参加者名簿及び通知文が含まれている。また、実施機関は、本件対象文書において、氏名、学籍番号及び出席番号を条例第8条第2号該当として不開示としている。
- 3 条例第8条第2号該当性について
 - (1) 異議申立人は、支払者である保護者などの個人情報を記載した記録を開示すべき旨主張しているが、本件対象文書の不開示部分は、テニス部の代表生徒の出席番号及び氏名並びにテニス部合宿参加者の学籍番号、出席番号及び氏名である。
 - (2) これらは個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第8条第2号本文に該当する。
 - (3) また、これらの情報は、学校に在籍する生徒、教諭及び一部の保護者にとっては既知の情報であるとしても、一定の範囲に限られるものであり、公知の情報とはいえない。
よって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当しない。
また、同号ただし書ロ、ハ及びニにも該当しないことは明らかである。
 - (4) したがって、氏名、学籍番号及び出席番号は、条例第8条第2号に該当すると認められる。
 - (5) なお、行政文書開示制度においては、本人の情報であることをもって個人情報が開示されることはないものである。
- 4 本件請求における不作為の有無について
異議申立人の開示請求に対する不作為の主張は、本件対象文書以外にも文書が存在する旨主張していると解されるため、以下検討する。

(1) 本件請求における開示請求の内容として、開示請求書には、本件保護者宛て文書に係る「①現金徴収の起案、②その起案に関する回議書、③校長の決裁書」と記載されている。

(2) 実施機関に説明を求めたところ、上記①から③記載の「起案」、「回議」、「決裁」（以下「起案等」という。）は、一連の過程として同一の文書で行われたものであり、本件対象文書が、請求者の求める行政文書であるとのことであった。

また、本件対象文書の件名と、本件保護者宛て文書の表題は異なるが、本件対象文書に含まれる通知文と本件保護者宛て文書は同一のものであるとのことであった。

(3) 本件対象文書について、当審査会で内容を見分したところ、本件保護者宛て文書に係る上記①から③の起案等は本件対象文書において行われていたという実施機関の説明には不自然、不合理な点はない。

また、本件対象文書に含まれる通知文と本件保護者宛て文書に記載の日付及び件名から、本件対象文書に含まれる通知文と本件保護者宛て文書は同一性が認められた。

なお、当審査会は実施機関に対し、本件請求に係るその余の文書の探索を求めたが、その存在を認めることができなかった。

(4) したがって、本件請求に対して本件対象文書を特定した実施機関の決定に不作為はないものと判断する。

5 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、本件対象文書を特定し、氏名、学籍番号及び出席番号を条例第8条第2号該当として不開示とした実施機関の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月26日	諮問書の受理
平成25年9月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成25年10月21日	異議申立人の意見書の受理
平成27年9月30日	審議
平成27年10月29日	審議
平成27年11月25日	審議
平成27年12月24日	審議
平成28年2月24日	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登 茂 子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)